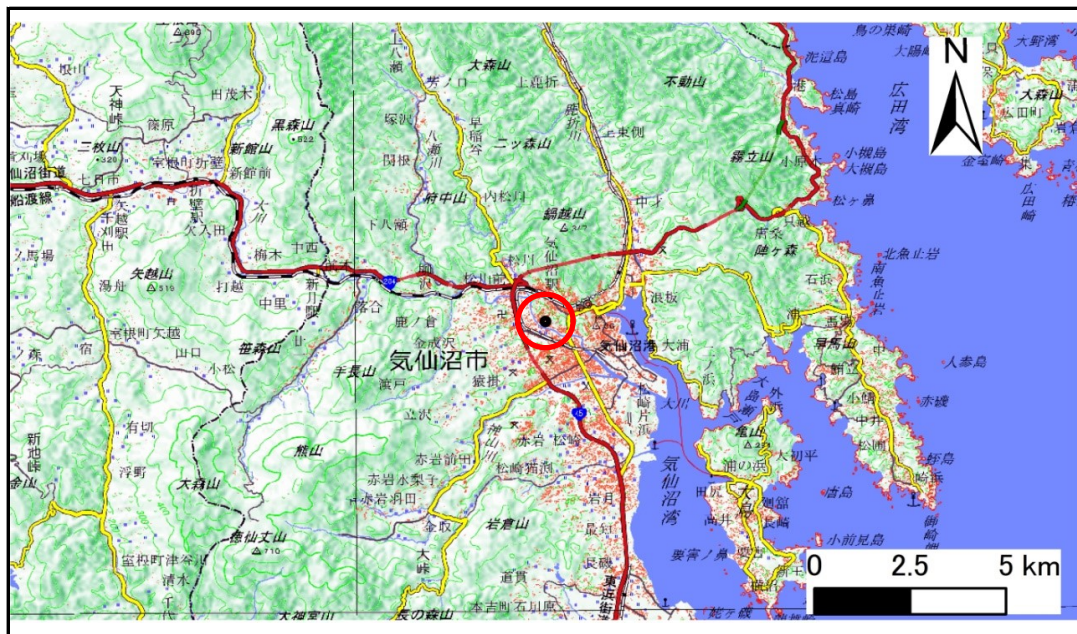


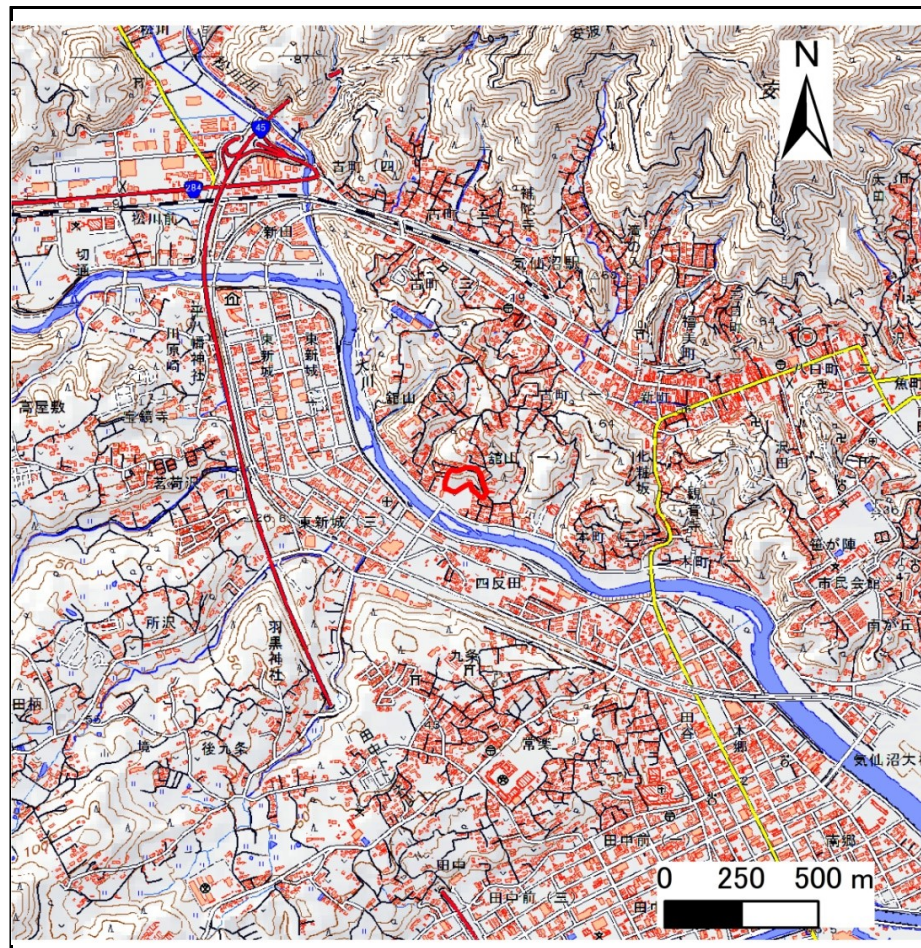
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第450号
告示年月日	令和2年5月26日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	—
箇所名	館山一丁目の3
所在地	気仙沼市館山一丁目
調査機関	宮城県気仙沼土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

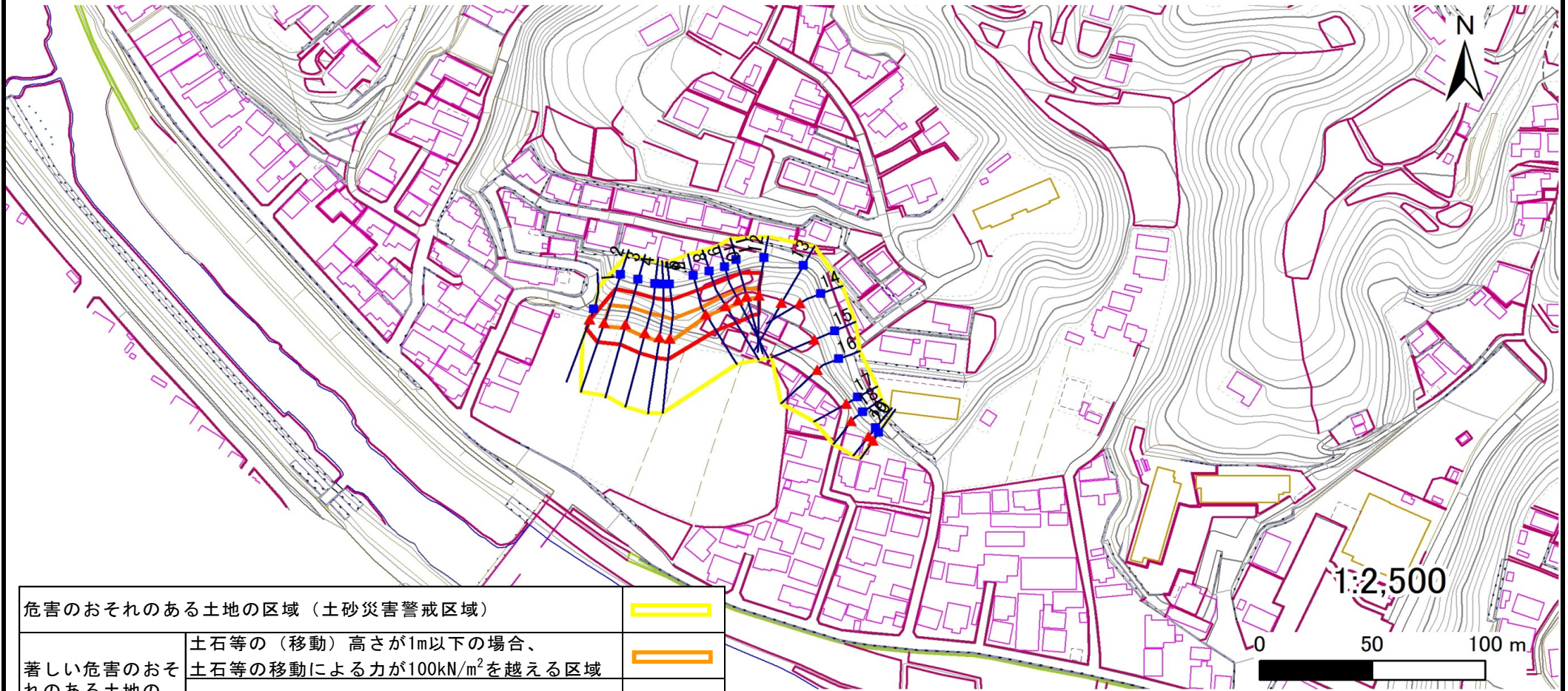
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図20000及び電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1006号)

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第450号
告示年月日	令和2年5月26日
調査年度	平成29年度

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

急傾斜地の位置	箇所番号	—	箇所名	館山一丁目の3	所在地	気仙沼市館山一丁目
---------	------	---	-----	---------	-----	-----------



危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ² を越える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを越える区域	
	それ以外の区域	

凡例	上端	横断測線
	下端	

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第450号
告示年月日	令和2年5月26日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	—	箇所名	館山一丁目の3	所在地	気仙沼市館山一丁目													
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力					
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)		
1 ~ 2	124.7	1.0	100.0	1.0	-	-	11.5	2.3	~										
2 ~ 3	128.0	1.0	100.0	1.0	-	-	12.0	2.4	~										
3 ~ 4	128.8	1.0	100.0	1.0	-	-	12.0	2.4	~										
4 ~ 5	128.8	1.0	100.0	1.0	-	-	11.8	2.4	~										
5 ~ 6	128.1	1.0	100.0	1.0	-	-	11.6	2.3	~										
6 ~ 7	123.5	1.0	100.0	1.0	-	-	11.2	2.3	~										
7 ~ 8	123.5	1.0	100.0	1.0	-	-	10.5	2.1	~										
8 ~ 9	118.6	1.0	100.0	1.0	-	-	9.0	1.8	~										
9 ~ 10	119.3	1.0	100.0	1.0	-	-	9.3	1.9	~										
10 ~ 11	119.3	1.0	100.0	1.0	-	-	9.3	1.9	~										
11 ~ 12	115.2	1.0	100.0	1.0	-	-	8.8	1.8	~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										
~									~										